



《会計・税務の知識》 役員報酬の期中減額改定

はじめに

役員給与については、平成18年に定期同額給与の導入などの大改正が行われました。この度、国税不服審判所から、定期同額給与の改定が争点とされた裁決事例が初めて公表されました。この公表裁決事例を参考に業績悪化事由について確認したいと思います。

1. 裁決要旨（平成23年1月25日裁決）

＜請求人の主張＞

決算月の2ヶ月前において、経常利益が対前年比6%減少していることから、取締役会で自ら申し出て代表取締役の給与を事業年度途中で減額改定した。

この改定事由は＜定期同額給与の範囲等＞における業績悪化改定事由にあると主張。

＜原処分庁(税務署)の主張＞

請求人がいう経常利益が対前年比で6%減少したという状況は、単に業績目標に達しなかったものであり、経営状況が著しく悪化した状況とはいえないから、業績悪化改定事由に該当しない。

＜国税不服審判所の判断＞

下記①～③の状況から、業績目標値に達しなかったということに過ぎないものと評価するのが相当であり、業績悪化改定理由には該当しないことから、更正処分は適法であると認めた。

- ① 経常利益の対前年比94.2%と若干下落があるものの著しい悪化ということではない。
- ② 当該事業年度の売上高は最高であり、経常利益も2番目である。
- ③ 請求人の給与は自ら設定した業績目的達成しなかったことを理由としてなされてものであり、役員の中で請求人のみ減額改定した。

2. 定期同額給与の範囲等

定期同額給与は、支給時期が1月以下の一定の期間ごとであり、その支給額が同額であるものであり、下記の改定が行われた場合においても、当該給与改定の前後それぞれの期間の各支給時期における支給額が同額であることを条件に、その範囲としています。

- ① その事業年度開始日から3月を経過する日まで

にされた改定。

- ② 役員の職制上の地位の変更等による改定。
- ③ 内国法人の経営状況が著しく悪化したことその他これに類する理由による改定（※1）。

※1 法人の一時的な資金繰りの都合や単に業績目標値に達しなかったことなどは含まれない。

3. 業績悪化事由とは

業績悪化事由とはどういう状況なのでしょう。

国税庁が平成20年12月に発表した「役員給与に関するQ&A」には下記のとおり記されています。

- ① 株主との関係上、業績や財務状況の悪化についての役員としての経営上の責任から役員給与の額を減額せざるを得ない場合
- ② 取引銀行との間で行われる借入金返済のリスケジュールの協議において、役員給与の額を減額せざるを得ない場合
- ③ 業績や財務状況または資金繰りが悪化したため、取引先等の利害関係者からの信用を維持・確保する必要性から、経営状況の改善を図るための計画が策定され、これに役員給与の額の減額が盛り込まれた場合

①～③に該当するかどうかは、客観的に説明・開示できる資料が必要になります。特に同族会社が①に該当すると判断する場合、株主＝役員の場合が多いので、客観的かつ特別な事情を説明できるようにしておくことが必要になります。

4. 関係法令通達

- ・役員給与の損金不算入（法人税法第34条第1項第1号）
- ・定期同額給与の範囲等（法人税法施行令第69条第1項第1号）
- ・経営の状況の著しい悪化に類する理由（法人税基本通達9-2-13）

5. 結び

期中に役員報酬を改定することは、思わぬ税務トラブルを生じることがあります。そのため、前年度又は株主総会までには事業計画書を作成し、役員報酬の適正額を決定することが望ましいと言えます。

事業計画書の作成については、当事務所のご担当者までお気軽にご相談ください。（担当：國井）